

第15回岩泉町農業委員会総会会議録

令和6年10月22日

岩泉町農業委員会

第15回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和6年10月22日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

議 事 1、開 会
2、挨 拶
3、議事録署名委員指名
4、会議書記の指名
5、議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
6、そ の 他
7、閉 会

出席委員（6名）

1 番 鎌田 和美 委員
3 番 武田 健 委員
5 番 三田地泰正 委員

2 番 工藤 幸雄 委員
4 番 早川ケン子 委員
7 番 合砂 哲夫 委員

欠席委員（1名）

6 番 畠山 利勝 委員

出席した農地利用最適化推進委員（2名）

瀬川 隆治 委員

立花 春男 委員

欠席した農地利用最適化推進委員（なし）

出席した職員

局 長 佐々木忠明
主 査 坂下実穂子

主任主査 八重樫泰長

◎開 会

(午前 9 時57分)

佐々木事務局長 定刻前ではございますが、出席予定の方がそろいましたので、ただいまから第15回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は、輪番によりまして、3番、武田健委員にお願いしたいと思います。武田委員、よろしくお願いいたします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございました。

◎挨 拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

会 長 おはようございます。大変ご苦労さまです。第15回の総会を開催しましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。ここに来て、ようやく寒くなってきましたといいますか、あの暑い夏も忘れるようになってきております。いろいろと秋の最後の収穫なり片づけで大変忙しいと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。

また、地域計画におきましても、各地域での地域計画の相談会が開催されますので、ぜひとも都合をつけてご出席をどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、3条の案件と最適化推進委員に関する意見書の提出があるわけですが、その内容についてご協議いただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

佐々木事務局長 ありがとうございました。

本総会におきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長となり議事を進行することになっております。以後の進行につきましては、合砂会長よろしくお願いいたします。

◎会議成立宣言

議 長 それでは、本日の欠席届のあった委員は6番、畠山委員の1名です。ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。それでは、第15回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。議案はお手元に配付したとおりであります。

◎議事録署名委員指名

議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員に1番、鎌田委員、2番、工藤委員を指名いたします。

◎会議書記の指名

議 長 次に、会議書記の指名を行います。
本総会の会議書記に坂下主査を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。
議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。
提案しております許可申請は、贈与による所有権の移転に関するもの1件となります。
詳細につきましては担当がご説明いたしますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 坂下主査。

坂下主査 （議案説明）

議 長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。
瀬川委員。

瀬川農地利用最適化推進委員 この日、現地確認しました。そして、3条の許可が適当だと思いますので、意見なし。

議 長 立花委員。

立花農地利用最適化推進委員 なしです。

議 長 それでは、これより質疑に入りますが、委員の皆様に申し上げます。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
2番、工藤委員。

2番工藤委員 贈与だから、何も問題ないと思いますけれども、■■■さんは兼従で2人ずつ、男2人、女2人になっているけれども、実際これを譲り受けて耕作できる状態なのでしょうか。

議 長 坂下主査。

坂下主査 お答えいたします。

現在の譲受人は実家である■■■に通作して作業しており、今後は両親が主体となってやってきたものを息子家族、■■■さん家族が中心となり、通作の予定になっております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

（なしの声）

議 長 それでは、質疑を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号は、農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてであります。

提案しております内容は、町の農地利用最適化推進施策に対する意見書の案でございます。町への意見書の提出につきましては、本総会での議決を経て、後日会長及び会長職務代理者のお二人が実施する予定となっております。

また、同日、町議会に対しても意見書の提出を予定してございます。

以上でございます。

詳細につきましては、担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 八重樫主任主査。

八重樫主任主査 それでは、座って説明させていただくことをお許しください。それでは、説明いたします。

5ページをお開き願います。議案第2号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、岩泉町長に対して下記事項について、別紙のとおり意見を提出したいので、議決を求める。令和6年10月22日提出、岩泉町農業委員長、合砂哲夫。

本意見書は、農業生産の基盤となる優良農地の確保及び有効利用を促進するとともに、岩泉町の農業者が農業経営に意欲的に取り組むことができるよう農業委員会の意見として整理したものでございます。

意見書の項目は、1、担い手の育成と確保について。2、地域計画の見直し・実現に向けた取り組みの推進について。3、農地中間管理事業の推進と遊休農地の解

消について。4、有害鳥獣被害防止対策について。5、農業生産資材等の価格高騰に対する支援の実施について。以上の5項目を挙げてございます。

6ページをお開き願います。6ページは、町に提出する意見書の表紙です。表紙には令和6年11月20日と記してありますが、町に提出する意見書は、本総会で委員の皆様からご審議いただいた内容に即した意見書を作成し、町長の日程調整を行った上で、会長及び会長職務代理者のお二人から提出していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

7ページをお開き願います。7ページと8ページの意見書の（案）について説明させていただきますが、昨年度の意見書との比較がしやすいよう、A3判の対照表を9ページ、10ページに参考資料として添付いたしましたので、こちらに基づき説明させていただきます。

9ページ、10ページの対照表は、左側に令和5年度の意見書、右側が令和6年度の意見書で、令和5年度の内容に変更があるものは、令和6年度の内容に赤字とアンダーラインを付してあります。今回は、主にこの点について説明させていただきます。

まず、9ページをお開き願います。項目1、担い手の育成と確保については、(3)、県単事業の充実で、「プランの実現に向けて」の文言を削除した内容となっております。

項目2の地域計画の見直し・実現に向けた取り組みの推進については、地域計画は、地域の話合いにより農業の将来の在り方を考え、それを実現していくという意味で、それぞれの地域の農業の発展に向けたマスタープランとなるものである。

このうち、地域計画は令和7年3月までの期間内に策定されるが、その後においても地域の農業の情勢の変化に対応させる必要があるため、地域での検討会並びに関係機関との協議を継続的に推進していく事務体制を拡充することとしております。

昨年度は、地域計画は、令和7年3月までに地域の声を反映させて策定するという内容でありましたが、令和6年度の意見書では、地域計画の策定の見直し・実現に向けた取り組みの推進についての内容となります。

項目3、農地中間管理事業の推進と遊休農地の解消について、4、有害鳥獣被害防止対策について、5、農業生産資材等の価格高騰に対する支援の対策についての内容は、昨年度は文言の置き換えだけで、趣旨としては大きな変更はありませんので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第2号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、三田地委員。

5 番三田地委員 この質疑というのは、今のこの内容全部について、意見書の。

議 長 はい。

5 番三田地委員 では、4 番の有害鳥獣対策、確かに有害鳥獣の捕獲に力を入れるのも当然大事だが、一方では世間で里山については、畑と里山の境がないために、鳥獣が民家まで押し寄せるといようなことを言われているのだが、捕るのも非常に大事だが、田畑と山との緩衝帯というか、そういうのをやれば相当鳥獣の被害も、人里に来ないような、そういう情報もあるのだが、何かそういったものの取組もこれから事業として考える必要があるのではないかな。特に今は集落のほうは非常に高齢化なり人がいなくなって、なかなか農地の管理もできない。それで、山と畑の区別がないために、獣が民家のほうまで来るような話もあるので、例えば町道なり林道を地元の自治会に委託して草刈りをしてもらっているようなこともあるのだが、そういうような格好で地区の部落理事会に場所を決めていて、獣が近寄らないような緩衝帯をつくるような事業に対しては行政も支援するとか、そういう何か施策が私は必要だと思うのですが、そこら辺はこの文書になくても取り組んだほうがいいかなと思うのですが、いかがですか。

議 長 八重樫主任主査。

八重樫主任主査 今、三田地委員のご意見はもっともだと思ってございます。説明を省きましたけれども、4 の有害鳥獣被害防止対策の中に、「有害鳥獣被害に係る経費への支援並びに捕獲頭数を増やすための取り組みを継続すること」と書いてありますので、そちらで緩衝帯の整備等の施策につきましても含まれているというふうなご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 5 番、三田地委員。

5 番三田地委員 町長のほうに、これは意見書を出すわけだ。町長とはいっても、担当課はまさに農林水産課だと思うのだ。そこで、局長も先頭になって、この文言に沿ったような施策を具体的に予算化してもらって、1 つでも 2 つでも実行できるように、この文書だけでなく、具体的な施策を提案して議案書のほうに予算化して、そして物にしていきたい。やっぱり企画立案は担当課だと思うので、ひとつ思い切ってやってもらえば、これについて皆さん反対する何物もないと思うので、今日の時代に合ったような大胆な施策を、そして思い切った予算をつけて、ぜひ佐々木課長を中心にして頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 局長。

佐々木事務局長 先般の議会でも皆さんからご提言いただいたりとか、ご要望いただいている部分があります。また、今年の熊、あとは鹿、イノシシ、そういった被害というのも顕著に出ていますので、緩衝帯というのは動物を寄せつけない一つのやっぱり有効な手段でありますので、担当課のほうでも十分その辺は理解しておりますので、そういった施策につきましても、新年度予算についての要望等は行っているいきながら、町に対しも、そういった財源の確保についても引き続き要望してまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議 長 10番、瀬川推進委員。

瀬川農地利用最適化推進委員 5番、農業生産資材等の価格高騰のあれで、(2)の飼料価格・肥料価格の上昇分を緩和と、やっぱり緩和でなくて、特に飼料はもう足りない、切迫しているのだ、皆さん餌、乾草が足りなくて。

そして、それにこの前農林水産課で出した1ロールに対して2,000円だかの補助金、あれはどこでも取り扱えるような状況ではないけれども……

5番三田地委員 うん、業者だ。

瀬川農地利用最適化推進委員 あれがどうしてあんな状態になったか。緩和、ちょっと中身が違うなと思って見て、お願いします。

議 長 局長。

佐々木事務局長 先般農林水産課のほうで、昨年の猛暑、あと今年も水不足など、猛暑で一番草がちょっと取れないという事態を受けまして、我々も皆さんの粗飼料のほうの不足に対して何らかの支援をしていかなければならないだろうというふうなことで今回9月の補正予算におきまして、ロール1つ当たり2,000円の支援をすることで考えさせてもらいました。

立てつけといたしましては、今まで買わなくてもよかった飼料を新たに買わなければならない、それに対してのかかり増し経費の分について支援するという事で、もう大きさ関係なく1ロール2,000円の支援ということで考えさせてもらっております。それにつきましては、農家同士のやり取りだったり、農家間の売買というものではなくて、そういった飼料を新たに購入しなければならないということで、飼料の販売業者の登録をしている方たちからやむなし買う場合の、そのかかった運送経費等々をかかり増しという部分で今回積算させてもらいまして、その分をかかり増し4,000円という形で大体積算し、その2分の1の2,000円という形で支援することと今回はさせてもらっております。

ですので、通常いろいろ皆さん農家間の中でのやり取り、ロールを主体にしているのは、いろんな作物が取れなかったり取れたりしたときも融通し合っている部分であると考えましたので、そこらは従来の生産の中でのやり取りの部分として考えましたので、新たにやむなし買わなければならないという事態に対して、今回は緊急支援という形で整理させてもらっている格好でございます。

議 長 2番、工藤委員。

2番工藤委員 今回のロールの関係だけれども、飼料業者といたら、そういうところから買うというのは、どんなところを意味するのだろうか。

議 長 局長。

佐々木事務局長 飼料販売の登録事業者というのは県内の中でも県のほうに届け出ているところがありまして、そういうところになるわけなのですけれども、近くでいえば明治飼糧さんとか、そういった部分になってくると思ってございます。あとは農協等々です。

議 長 公社は駄目なわけ。

佐々木事務局長 公社は、今販売登録していないので。ただ、公社にはいつも公社ロールを販売しておりますので、今回も申込みを受け付けることにしてございますから、そちらのほうでも対応は可能だと思っております。

議 長 2番、工藤委員。

2番工藤委員 何となく、確かにやらなければならなくてやっているかもしれないけれども、大した意味がないような気がして。我々は、俺はもう実際、牛を減らすか、どうしたらいいか悩みのところなのですけれども、例えば買うといえはほとんど個人から買って、この間はわらを宮城県から大型で2台取ったけれども、それだって販売業者なのだから何か分からないけれども、それだって50万円、年間で100万円以上は草にかけるから。あとは田野畑の牧場から買ったりして、やっぱり100万円以上かかるから、それに対して販売業者、明治さんに頼めば北海道からロール1個2万何ぼとからしいけれども、そんなのに2,000円ぐらいもらったって、失礼な話だけれども、もうちょっと農家を助けるような施策をやってもらいたいと思うよな、個人的に。

議 長 局長。

佐々木事務局長 農家間のやり取りというのは、今までも通常あったことですし、あと県内の農家さんの中でも、話を聞いていくと、県内の中でも牧草が取れていないという話は聞いてございます。特にも今、最初から騒いでいるというか、足りないという話が出ているのは、田野畑と岩泉町が一番最初から話はしているのですが、ここになってほかの宮古も山田も葛巻等も、そんなに多くは取れていないという話でして、だから農家間でのやり取りというのはそういう感じで、あまりできるような環境にはないのかなというのが我々の考えでございました。その中でも何とか融通し合ってやり取りしてもらっているというのは、それはそれで農家経営の中での皆さんの譲り合いというか、そういった心の中でやってもらっているのかなというふうに考えてございます。ですので、今回は本当にどこからも購入、譲ってもらうことができなくて、やむなし買わなければならないという方たちに対しての支援として考えさせてもらいました。

粗飼料供給というのは、農家経営の中でも、特にも畜産をやっている方たちについては本当に重要な課題だと思っていますので、その辺り農家さんでも頑張ってもらっている部分と、町でも頑張っている部分ということで考えていただければなというふうに考えてございます。

あとは、そういった草地等々の更新についても、夏場に強いと言ったらあれなのですけれども、草地の更新というのを定期的に考えていこうとしてございますので、その辺も含めて対策は組んでいくつもりですので、ご理解をお願いできればなというふうに思います。

議 長 5番、三田地委員。

5番三田地委員 草地更新の種の購入の件だが、事業計画書は12月末で締めると。つい最近申請書を取りまとめて出して、播種したら、果たして冬を越せるかという話が出てきているのだが、12月でなければならない理由は何か。人によっては、春の雪解けにまいたほうがむしろいいのではないかと言う人たちもあるのだが、今まいても冬に芽が出ても、みんな死ぬのではないかという話もあるので……

2番工藤委員 今では駄目だ。

5番三田地委員 そこら辺の変更はできないわけ。あの文書は12月だっけよね。そこら辺はどのように考えているのか。

議 長 局長。

佐々木事務局長 種子につきましては、追播をする部分についての種子の購入費用な

ので、特に前という話ではなくて、12月までに購入していただいて、それを来年春にまいてもらってもいいですし、その部分は我々としても購入したという実績をもって補助金のほうは出したいなというふうに考えてございます。

当然12月までに買って、冬にまいても出ないのはそのとおりですので、春まきをしていただくのも結構ですし、事業実施については前倒しで適用していきまして、既に追播している分についても町のほうでは補助金の適用内として考えていますので、そこら辺はその期間の中で購入した部分という形で考えていますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書については原案のとおり決定いたしました。

これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

◎その他

議 長 次に、その他であります。

事務局の説明をお願いします。

佐々木事務局長 次回の総会の日程でございますけれども、11月20日水曜日、午前10時から分庁舎の第1会議室で開催を予定していますので、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

議 長 事務局からは以上であります。委員の皆さんから何かございませんか。

(なしの声)

議 長 なければ、以上で終わります。

◎閉 会

議 長 それでは、第15回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時29分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月22日

岩泉町農業委員会長 合砂 哲夫

署名委員 1 番 鎌田 和美

署名委員 2 番 工藤 幸雄